
*
* 答 申 書 *
*

平成31年（2019年）1月23日

豊中市特別職報酬等審議会

平成31年1月23日
(2019年)

豊中市長
長内 繁樹 様

豊中市特別職報酬等審議会
会長 宮本 又郎

特別職の報酬等について（答申）

平成30年（2018年）12月25日付け豊総人第1243号で諮問のあった議会の議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額について審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 特別職の報酬等の額について

議会の議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額については、現行額を据え置くことが適当である。

2 報酬等の額を据え置くこととする理由

市長は市を統括し、代表する地位にあり、副市長は市長を補佐する補助機関である職員のうち最高のものである。いずれも常勤であり、給料の額はその職責に見合ったものでなければならない。また、議会の議員については、代表民主制の根幹をなすものであり、その報酬は議員活動を保障し、優秀な人材を確保するために十分な額とする必要がある。

現在、本市の財政状況は、これまでの行財政改革の取組みにより経常収支比率など様々な財政指標が改善している。平成29年度決算の実質収支において12億9千万円の黒字であり、平成16年度から14年連続の黒字決算を維持している。

しかしながら、公共施設の老朽化対応に伴う経費や社会保障関係経費が増大すると見込まれることや今後の課題などを勘案すると、引き続き改善の取組みが必要な状況にある。

また、前回、特別職の報酬等の額が平成24年4月に改定されてからこの間、平成24年度から平成30年度までの一般職の給料改定率は、給料表上

マイナス0.4%であった。

加えて、大阪府内各市との比較における本市の報酬等の額は、人口規模及び行政水準等を考慮すると、著しく突出はしておらず、特別に落ち込んでいるとも言えない。

こうした様々な情勢を勘案し、今のところ特別職の報酬等の額を改定する必要はないとの結論に達した。

3 その他

なお、現在、当審議会の担当事務に、特別職の退職手当と期末手当にかかる調査審議は含まれていない。特別職の報酬等を審議するにあたり、客観的、第三者的機関による調査に基づき総収入ベースで検討したほうが望ましいという考え方に立てば、報酬等と同様、退職手当と期末手当についても「執行機関の附属機関に関する条例」において、当審議会の担当事務に位置付けることが望ましい。答申に添え、このことを付帯意見として申し述べる。

豊中市特別職報酬等審議会 委員

相原 洋

小山 由紀子

重澤 嘉男

清水 聖子

久山 信子

宮本 又郎

山田 徹

吉村 敬

吉村 直樹

(五十音順、敬称略)